解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年三月二十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

兵庫県加古川市加古川町篠原町一三番地の四
加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合
代表清算人　貴傳名　慧

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年二月十五日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十九年三月二十九日付け愛媛県知事の認可により、平成二十九年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

愛媛県伊予郡松前町大字恵久美八〇四番地一
医療法人ドリームバース
清算人　重川　加奈

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年三月十三日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

高知県香美市土佐山田町宝町一丁目二番一号
清算法人土佐山田町鏡野川土地改良区
清算人代表　高芝　利清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十一月三十日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十九年三月三十一日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

福岡県大野城市南ケ丘二丁目二五番五号
学校法人肥川学園
清算人　肥川　正嗣

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

熊本県熊本市北区植木町円台寺一〇五五番地
宗教法人円台寺
清算人　赤松　雅隆

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年三月三日大分地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

大分県大分市大字三芳七二番地
宗教法人明治教日月大分教会
清算人　吉田　祐治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年三月三日大分地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

大分県別府市大字別府五八番地の三
宗教法人明治教日月別府教会
清算人　吉田　祐治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月一日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十九年二月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

東京都港区新橋二丁目一六番一号ニュー新橋ビル二階二五四号室
医療法人社団ファイト会
清算人　安里　満信

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

大阪府大阪市西区新町一丁目五番七号
大阪鉄商厚生年金基金
代表清算人　小八木規之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月二十五日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

兵庫県加古川市山手三丁目九番一号
医療法人社団白竜会
清算人　伊藤　顯

配当公告

愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目二番一八号
破産者　奥村遊機株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十七年（フ）第五二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金六、〇八二、四五二、一一一円

一、配当をすることのできる金額
金一、六四五、五三九、九九九円

平成二十九年四月二十七日

名古屋市中区錦一丁目二〇番八号カーニープレイス名古屋伏見ビル七階西脇法律事務所
破産管財人　西脇　明典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市新宿町三丁目一番地三一、最後の住所埼玉県川越市新宿町三丁目一番地三一（新宿マンション一〇四号室）
被相続人　亡　谷口建一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

埼玉県所沢市くすのき台三丁目一番地の一
三島山ビル二階　埼玉所沢法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西本　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県周智郡森町天宮一一一二番地二、最後の住所静岡県周智郡森町天宮一一一二番地の一
被相続人　亡　鈴木　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十七日

静岡県掛川市中町三―二　福寿亭二階
相続財産管理人　中村　吉希

第11期決算公告

平成29年4月27日　東京都港区白金一丁目17番3号

アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネジャーズ・ジャパン株式会社

代表取締役　早藤　嘉彦

貸借対照表の要旨　（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	177,453	流動負債	51,183
固定資産	11,048	（賞与引当金）	(13,252)
		株主資本	137,319
		資本金	130,000
		資本剰余金	130,000
		資本準備金	130,000
		利益剰余金	△122,680
		その他利益剰余金	△122,680
		（うち当期純利益）	(18,639)
資産合計	188,502	負債・純資産合計	188,502